

山梨県公報

号外第四十九号

令和四年

十一月二十八日

月 曜 日

目次

○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第三十一号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の四及び第五条の五を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第五条の四 法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員である技能労務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条の

規定にかかわらず、別表第一の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち第四条の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

第五条の五 削除

第六条第一項中「当該職員の職務の級に応じて別表第四に掲げる」を削り、同条第二項中「前項に」を「第一項各号に」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる技能労務職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる技能労務職員以外の職員 当該技能労務職員に適用される職務の級に応じた別表第四イに掲げる額

二 定年前再任用短時間勤務職員 当該技能労務職員に適用される職務の級に応じた別表第四ロに掲げる額

附則第三項から附則第八項までを削り、附則第九項を附則第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4 当分の間、技能労務職員の給料月額は、当該技能労務職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該技能労務職員に適用される給料表の給料月額のうち、第四条の規定により当該技能労務職員の属する職務の級並びに第五条及び第五条の二の規定により当該技能労務職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

5 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「」とあるのは、「」に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

6 前二項の規定は、次に掲げる技能労務職員には適用しない。

一 臨時的に任用される技能労務職員その他の法律により任期を定めて任用される技能労務職員及び非常勤の技能労務職員

二 山梨県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第七号)第四条第一項又は第二項の規定により勤務している技能労務職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前二項の規定が適用されていた技能労務職員を除く。)

7 附則第三項の規定にかかわらず、当分の間、附則第四項及び第五項の規定により技能労務職員が受ける給料月額は、これらの規定により算出された給料月額に、当該給料月額に百分の〇・七五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	202,200	223,200	244,000	274,600

別表第二の三級の項1中「及び主任文書事務員」を「主任文書事務員又は専門員」に改め、同項2中「及び」を「又は」に改め、同表四級の項1中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同項2中「及び」を「又は」に改める。
別表第四を次のように改める。

別表第四（第六条関係）
給料の調整基本額表
イ ロ以外の技能労務職員

職務の級	調整基本額
一級	七、一〇〇円
二級	八、五〇〇円
三級	八、七〇〇円
四級	九、八〇〇円

ロ 定年前再任用短時間勤務職員

職務の級	調整基本額
一級	六、一〇〇円
二級	六、七〇〇円
三級	七、三〇〇円
四級	八、二〇〇円

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）附則第四項から第七項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。次項及び附則第八項において「令和三年改正法」という。）附則第三項又は第六項の規定により勤務している技能労務職員（新規則第二条に規定する技能労務職員をいう。以下同じ。）には適用しない。

3 暫定再任用職員（山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号。附則第七項において「令和四年改正条例」という。）附則第三項第四項に規定する暫定再任用職員である技能労務職員をいう。以下同じ。）（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（新規則第五条の四に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される新規則別表第一定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新規則第四条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、新規則第五条の三に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新規則別表第一定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新規則第四条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、新規則第五条の三に規定する算出率を乗じて得た額とする。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第六条第二項の規定を適用する。

7 新規則第六条の規定により給料の調整を行う技能労務職員（次項において「給料の調整額適用技能労務職員」という。）である令和四年改正条例附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の規定により採用された技能労務職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、令和四年改正条例第一条の規定による改正前の山梨県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第七号）第三条本文に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日以前である技能労務職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則第六条及び前項の規定

による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に一般職員（新規則第五条第一項に規定する一般職員をいう。）の例による調整数（当該技能労務職員が動物愛護指導センターに勤務し、犬の捕獲、抑留管理又は殺処分直接従事することを主たる職務とするものである場合にあっては、二・五）を乗じて得た額を給料の調整額として支給する。

8 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる技能労務職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用技能労務職員である令和三年改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された技能労務職員（以下この項において「旧法再任用職員」という。）であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用技能労務職員である特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用技能労務職員である特定暫定再任用職員（第三号に掲げる技能労務職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用技能労務職員となつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用技能労務職員である旧法再任用職員になつたとした場合にこの規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則（以下この号及び次号において「旧規則」という。） 第三条から第五条の二までの規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規則第六条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に技能労務職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に旧規則第三条から第五条の二までの規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の職務の級に変更した場合）に該当することとなる特定暫定再任用職員（給料の調整額適用技能労務職員以外の技能労務職員である特定暫定再任用職員として当該場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用技能労務職員である特定暫定再任用職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用技能労務職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（当該場合に二回以上該当することとなつた場合にあっては、同日において当該場合に順次該当することとなつたとした場合）に、旧規則第三条から第五条の二までの規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧規則第六条の規定を適用したとしたなら

ばその者に適用されることとなる調整基本額

9 当分の間、暫定再任用職員に対する技能労務職員の給与に関する規則別表第一の適用については、同表に定める給料月額額は、給料月額に、当該給料月額に百分の〇・七五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を加算した額とする。

10 暫定再任用職員の給与の額及び支給方法その他給与に関し必要な事項は、附則第三項から前項までに定めるもののほか、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の適用を受ける職員の例による。

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。